$\bigcirc$ 最低賃金法施行規則等の一部を改正する省令案 最低賃金法施行規則 (昭和三十四年労働省令第十六号) 新旧対照条文

(傍線の部分は改正部分)

第二条 時間についての金額に換算して、 者については、次の各号に定めるところにより、当該賃金を によつて定められている場合は、当該賃金が支払われる労働 び一月をこえる期間ごとに支払われる賃金とする。 号の厚生労働省令で定める賃金は、臨時に支払われる賃金及 第一条 のとおりとする。 (算入しない賃金) (法第四条の規定の適用についての換算) 法第四条第三項第二 最低賃金法(以下「法」という。)第四条第三項第 賃金が時間以外の期間又は出来高払制その他の請負制 (略) 改 一号の厚生労働省令で定める賃金は、 正 法第四条の規定を適用する 案 次 第三条 第一条 場合において、 のとおりとする。 2 れる賃金とする。 第二条 当該労働者の出来高又は業績の一定の単位によつて定めるも 同条第一項の規定によることが不適当である場合において 定による最低賃金額は、 とする。 臨時に支払われる賃金及び一月をこえる期間ごとに支払わ 一~三 (略) 法第五条第三項第1 (算入しない賃金) (法第五条の規定の適用についての換算 (最低賃金額) 法第五条第三項第一号の厚生労働省令で定める賃金は 最低賃金額が時間 最低賃金法 ( 以 下 現 労働時間が把握しがたい場合その他 |号の厚生労働省令で定める賃金は、 法 日 という。 行 第四条第一 項の

次

くは出来高払制その他の請負制によつて定められているとき 当該最低賃金額を定める基礎となつた期間と異なる期間若し 当該最低賃金の適用を受ける労働者の賃金が 週又は月によつて定められ

ものとする。

1. 受買合には、一週間における一日平均所定労働時間数)で除し合には、一週間における一日平均所定労働時間数が異なる場の所定労働時間数(日によつて所定労働時間数が異なる場合の所定労働時間数が異なる場を一日

除した金額る場合には、四週間における一週平均所定労働時間数)でる場合には、四週間における一週平均所定労働時間数)でおける所定労働時間数(週によつて所定労働時間数が異な二週によつて定められた賃金については、その金額を週に二週によつて定められた賃金については、その金額を週に

除した金額る場合には、一年間における一月平均所定労働時間数)でる場合には、一年間における一月平均所定労働時間数)でおける所定労働時間数(月によつて所定労働時間数が異な三月によつて定められた賃金については、その金額を月に

四・五 (略)

2

略

# (最低賃金の減額の特例)

礎的な技能及びこれに関する知識を習得させるためのものに第九条に定める普通課程若しくは短期課程(職業に必要な基力開発促進法施行規則(昭和四十四年労働省令第二十四号)第三条 法第七条第三号の厚生労働省令で定める者は、職業能

て、法第五条の規定を適用するものとする。められた最低賃金額又は賃金を時間についての金額に換算し次の各号に定めるところにより、時間以外のものによつて定なつた期間によつて異なるときは、当該労働者については、入はその所定労働時間数が当該最低賃金額を定める基礎と

働時間数が異なる場合には、四週間における一週平均所定その金額を週における所定労働時間数(週によつて所定労時間数が異なる場合には、一週間における一日平均所定労働時間数が異なる場合には、一週間における一日平均所定労働時間数(日によつて所定労働時間数(日によつて所定労働時間数(日によつて所定労働時間数(日によつで所定労働時間数)で除した金額

労働時間数)で除した金額の時間数が異なる場合には、一年間における一月平均所定をの金額を月における所定労働時間数(月によつて所定労善、月によつて定められた最低賃金額又は賃金については、労働時間数)で除した金額

四·五(略)

2 (略

## (最低賃金の適用除外)

礎的な技能及びこれに関する知識を習得させるためのものに 第九条に定める普通課程若しくは短期課程 (職業に必要な基力開発促進法施行規則 (昭和四十四年労働省令第二十四号) 第四条 法第八条第三号の厚生労働省令で定める者は、職業能

限る。 訓練を受けるもの以外のものとする。 業訓練を受ける者であつて、 )の普通職業訓練又は同条に定める専門課程の高度職 職業を転換するために当該職業

2 ができるものとする。 の従事する業務と比較して特に軽易な場合に限り、 軽易な業務に従事する者についての同条の許可 に従事する者及び断続的労働に従事する者とする。 の従事する業務が当該最低賃金の適用を受ける他の労働者 法第七条第四号の厚生労働省令で定める者は、 は 軽易な業務 行うこと 当該労働 ただし、

> 訓練を受けるもの以外のものとする 業訓練を受ける者であつて、 限る。)の普通職業訓練又は同条に定める専門課程の高度職 職業を転換するために当該職業

2 る。 れ当該各号に掲げる場合に限り 掲げる者とし、 法第八条第四号の厚生労働省令で定める者は これらの者についての 行うことができるものとす 同条の許可は 次の各号に それぞ

によつて定められた場合 所定労働時間の特に短い者 最低賃金額が日 週又は月

当該最低賃金の適用を受ける他の労働者の従事する業務と 較して特に軽易な場合 軽易な業務に従事する者 当該労働者の従事する業務が

適用を受ける他 められた場合及び最低賃金額が日、 れた場合で当該労働者の実作業時間数が当該最低賃金の 断続的労働に従事する者 の労働者の実作業時間数と比較して特に短 最低賃金額が時間によつて定 週又は月によつて定め

様式第 第四条 して都道府県労働局長に提出しなければならない。 書を当該事業場の所在地を管轄する労働基準監督署長を経由 条第三号の労働者については様式第三号、 前項の許可申請書は、 一号、 従事する者については様式第四号、 法第七条<br />
の許可を受けようとする使用者は、 同条第二号の労働者については様式第二号、 法第七条第一号の労働者については 前条第二項の軽易 同項の断続的労 許可申請 同

2

第五条 2 の労働者については様式第四号、 条第三号の労働者については様式第三号、 様式第一号、同条第二号の労働者については様式第二号、 書を当該事業場の所在地を管轄する労働基準監督署長を経由 して都道府県労働局長に提出しなければならない。 前項の許可申請書は、法第八条第 法第八条の許可を受けようとする使用者は、 同項第二号又は第三号の労 一号の労働者につい 前条第二項第 許可申 ては 請

## (最低賃金の減額の率)

力、経験等を勘案して定めるものとする。 下の率であつて、当該者の職務の内容、職務の成果、労働能に掲げる者の区分に応じ、それぞれ同表の下欄に定める率以第五条 法第七条の厚生労働省令で定める率は、次の表の上欄

三 は																			
職 3 所 3 所 3 所 3 所 3 所 3 所 3 所 3 所 3 所 3	多川田でから フィ甘宮 ラブ・コン	法第七条第一号に	掲げる者							法第七条第二号に	掲げる者	法第七条第三号に	掲げる者						
では   注線 一 四 ち	<b>万 ひ つ つ こ</b>	当該掲げる者と同一又は類似の業務	に従事する労働者であつて、減額し	ようとする最低賃金額と同程度以上	の額の賃金が支払われているものの	うち、最低位の能力を有するものの	労働能率の程度に対する当該掲げる	者の労働能率の程度に応じた率を百	分の百から控除して得た率	百分の二十		当該者の所定労働時間のうち、職業	能力開発促進法(昭和四十四年法律	第六十四号)第二十四条第一項の認	定を受けて行われる職業訓練の時間	(使用者が一定の利益を受けること	となる業務の遂行の過程内において	行う職業訓練の時間を除く。)の一	

間数で除して得た率	
乗じて得た時間数を当該所定労働時	
控除して得た時間数に百分の四十を	る者
数から一日当たりの実作業時間数を	続的労働に従事す
当該者の一日当たりの所定労働時間	第三条第二項の断
の百から控除して得た率	
業務の負担の程度に応じた率を百分	
する当該軽易な業務に従事する者の	
も軽易なものの当該負担の程度に対	
もののうち、業務の負担の程度が最	
度以上の額の賃金が支払われている	
減額しようとする最低賃金額と同程	る者
る業務に従事する労働者であつて、	易な業務に従事す
当該軽易な業務に従事する者と異な	第三条第二項の軽
得た率	
日当たりの所定労働時間数で除して	

第六条及び第七条 削除

(労働協約に基づく地域的最低賃金の決定の申請)

記載した申請書を提出することによつて行わなければならな第八条 法第十一条の申請は、申請代表者が次に掲げる事項を

| 適用を受けるべき労働者の範囲及びこれらの労働者に係| 当該最低賃金の適用範囲とすべき一定の地域|

#### (周知義務)

─ 適用を受ける労働者の範囲及びこれらの労働者に係る最ればならない最低賃金の概要は、次のとおりとする。第六条 法第八条の規定により使用者が労働者に周知させなけ

低賃金額

三 効力発生年月日

法第四条第三項第三号の賃金

る賃金の最低額についての定

四 法第八条の別段の定とすべき定三 法第五条第三項第三号の賃金とすべき賃金

2 前項の申請書には、当該労働協約の写、申請について当事 2 前項の申請書には、当該労働協約の写、申請について当事 2 前項の申請書には、当該労働協約の写、申請について当事 2 前項の申請書には、当該労働協約の写、申請について当事 3 前項の申請書には、当該労働協約の写、申請について当事

# (最低賃金審議会の意見の要旨の公示)

# (最低賃金審議会の意見に関する異議の申出

労働大臣に対する異議の申出は、 とによって行わなければならない。 示を行つた厚生労働大臣又は都道府県労働局長に提出するこ び理由を記載した異議申出書を、 る場合を含む。 由 八条 してしなければならない。 法第十 の規定による異議の申出は、 条第二項 (法第十五条第三項におい 当該事案について前条の公 関係都道府県労働局長を経 この場合において、厚生 異議の内容及 て準用 す

(労働協約に基づく地域的最低賃金の決定の申請の要旨の公

示

することにより行うものとする。 当該都道府県労働局長が当該都道府県労働局の掲示場に掲示ことにより、都道府県労働局長の職権に係る事案についてはの職権に係る事案については厚生労働大臣が官報に掲載する第十条 法第十二条第一項の規定による公示は、厚生労働大臣

(労働協約に基づく地域的最低賃金の決定の申請に関する異

議の申出)

第十一条 法第十二条第二項の異議の申出は、異議の内容及び第十一条 法第十二条第二項の異議の申出は、異係都道府県労働局長を経由を行つた厚生労働大臣又は都道府県労働局長に提出することを行つた厚生労働大臣又は都道府県労働局長に提出することを行った厚生労働大臣又は都道府県労働局長に提出することを行った厚生労働大臣又は都道府県労働局長に提出することを行った。

(最低賃金審議会の意見の要旨の公示)

による公示について準用する。 第十一条の二 第十条の規定は、法第十六条の二第一項の規

(最低賃金審議会の意見に関する異議の申出)

| 定による異議の申出について準用する。| 第十一条の三 第十一条の規定は、法第十六条の二第二項の規

	局長を経由してすることができる。 において、厚生労働大臣に対する申出は、関係都道府県労働合は当該都道府県労働局長にしなければならない。この場合が一の都道府県労働局の管轄区域内のみに係るものである場轄区域にわたるものである場合は厚生労働大臣に、当該事案	/付	四・五(略)では、当該特定最低賃金の件名	三 特定最低賃金の改正又は廃止の決定に関する申出にあつ最低賃金の適用を受けるべき労働者又は使用者の範囲	二 特定最低賃金の決定に関する申出にあつては、当該特定一 (略)	ければならない。	第十条 法第十五条第一項の規定による申出は、次の各号に掲の申出)	(特定最低賃金の決定等に関する関係労働者又は関係使用者	示は、官報に掲載することによつて行うものとする。 第九条 法第十四条第一項及び第十九条第一項の規定による公(最低賃金に関する決定の公示)
(最低賃金に関する決定の公示)	について準用する。	3 第九条の規定は、法第十六条の四第一項の規定による申出2 (略)	四・五(略)、当該最低賃金の件名	三 最低賃金の改正又は廃止の決定に関する申出にあつてはの適用を受けるべき労働者又は使用者の範囲	二 最低賃金の決定に関する申出にあつては、当該最低賃金一 (略)	て行なわなければならない。  の各号に掲げる事項を記載した申出書を提出することによつ	第十一条の四 法第十六条の四第一項の規定による申出は、次出)	(最低賃金の決定等に関する関係労働者又は関係使用者の申	

第十一条 厚生労働大臣又は都道府県労働局長は、最低賃金の第十一条 厚生労働大臣又は都道府県労働局長は、最低賃金の第十一条 厚生労働大臣又は都道府県労働局長は、最低賃金の第十一条 厚生労働大臣又は都道府県労働局長は、最低賃金の第十一条 厚生労働大臣又は都道府県労働局長は、最低賃金の第十一条 厚生労働大臣又は都道府県労働局長は、最低賃金の

することによつて行うものとする。 第十二条 法第十七条第一項の規定による公示は、官報に掲載

#### (周知義務)

なければならない最低賃金の概要は、次のとおりとする。 第十三条 法第十九条の規定により使用者が労働者に周知させ

一 適用を受ける労働者の範囲及びこれらの労働者に係る最

#### 低賃金額

二 法第五条第三項第三号の賃金

法第八条の別段の定

四 効力発生年月日

### 第十四条 削除

(関係労働者及び関係使用者の意見

(関係労働者及び関係使用者の意見)

2 (略)

2

略

る。 3 第七条の規定は、 第一 項の規定による公示について準用す

(報告

第十二条 略

職 権

あるかどうか判断し難いときは、 第十三条 の旨を厚生労働大臣に報告しなければならない。 案が全国的に関連があると認めるとき、 金審議会の調査審議を求めようとする場合において、 域内のみに係る事案について、 法第十五条第 都道府県労働局長は、 |項又は法第十七条の規定により地方最低賃 法第十条第 遅滞なく、 当該都道府県労働局の管轄 又は全国的に関連が 項 意見を付してそ 法第十二条 当該事 区

- する。 指定をしないことを決定したときも、 遅滞なく、 2 厚生労働大臣は、 前 項の報告があつた事案について法第三十条第一項の その旨を当該都道府県労働局長に通知するものと 法第三十条第一項の指定をしたときは、 同様とする。
- $\otimes$ 3 法第十五条第二項又は法第十 てはならない。 前 項の通知があるまでは、 都道府県労働局長は、 第一 法第十条第 七条の規定による調査審議を求 項の報告をした事案については 項 法第十二条、
- 遅滞なく 4 都道府県労働局長は、 出書その他の関係書類を厚生労働大臣に送付し 第一 一項前段の通知を受けたときは、

る。 第十条の規定は、 第一 項の規定による公示について準用す

3

(報告)

第十六条 略

権

条第 旨を厚生労働大臣に報告しなければならない。 るかどうか判断し難いときは、 が全国的に関連があると認めるとき、 審議会の調査審議を求めようとする場合において、 ŋ 域内のみに係る事案について、 第十七条 ・地方最低賃金審議会に諮問しようとする場合又は法第十 一項若しくは法第十六条の三の規定により地方最低賃金 都道府県労働局長は、 遅滞なく、 法第十五条第 当該都道府県労働局の管轄区 又は全国的に関連があ 意見を付してその 一項の規定によ 当該事案

- とする。 項の指定をしないことを決定したときも、 2 遅滞なく、 厚生労働大臣は、 前項の報告があつた事案について法第三十六条第 その旨を当該都道府県労働局長に通知するもの 法第三十六条第一項の指定をしたときは 同様とする。
- 規定による調査審議を求めてはならない。 諮問をし 3 前項の通知があるまでは、 都道府県労働局長は、第一項の報告をした事案については 又は法第十六条第 法第十五条第 項若しくは 法第 項 六条の三の 規定による
- 遅 4 滞なく、 都道府県労働局長は、 申請書その他の関係書類を厚生労働大臣に送付し 第二項前段の通知を受けたときは

なければならない。

てなされたものとみなす。
「項の指定をしたときは、当該申出は、厚生労働大臣に対しれた申出に係る事案について、厚生労働大臣が法第三十条第6 第十条第三項の規定により都道府県労働局長に対してなさ

(労働基準監督署長及び労働基準監督官)

### 第十四条 (略)

(証票)

のとする。(昭和二十二年厚生省令第二十三号)様式第十八号によるも第十五条 法第三十二条第二項の証票は、労働基準法施行規則

(公示事項の周知)

第十六条 (略)

(提出すべき申請書等の数)

条第一項の申出書は二通提出しなければならない。第十七条 第四条の許可申請書、第八条の異議申出書及び第十

なければならない。

請代表者にその旨を通知しなければならない。 て第二項前段の通知を受けた場合においては、遅滞なく、早5 都道府県労働局長は、法第十一条の申請に係る事案につい

されたものとみなす。の指定をしたときは、当該申請は、厚生労働大臣に対してなの指定をしたときは、当該申請は、厚生労働大臣に対してないで、厚生労働大臣が法第三十六条第一項6 第九条の規定により都道府県労働局長に対してなされた申

(労働基準監督署長及び労働基準監督官)

## 第十八条 (略)

(証票)

のとする。(昭和二十二年厚生省令第二十三号)様式第十八号によるも第十九条 法第三十八条第二項の証票は、労働基準法施行規則

(公示事項の周知)

第二十条 (略)

(提出すべき申請書等の数)

ればならない。

| お二十一条 | 第五条の四第一項の申出書は二通提出しなけ| | 十一条 (第十一条の三において準用する場合を含む。) の異| 第二十一条 | 第五条の許可申請書は三通、第八条の申請書、第

第十八条 (様式の任意性) (略)

第二十二条 (様式の任意性)

(略)

0
社会保険労務士施行規則
(昭和四十三年厚生省)
• 労働省令第一
문

社会保険労務士施行規則(昭和四十三年厚生省・労働省令第一号)	<ol> <li>(傍線の部分は改正部分)</li> </ol>
改正案	現
別表(第一条関係)	別表(第一条関係)
十七 最低賃金法(昭和三十四年法律第百三十七号)に係る一〜十六	十七 最低賃金法(昭和三十四年法律第百三十七号)に係る一〜十六
申請等の第十五条第一項の申出以外の申請等の	外の申請等第十一条の申請及び第十六条の四第一申請等
十八~五十六 (略)	十八~五十六 (略)

改正案	現
(法第二十三条第二項第二号の厚生労働省令で定める理由)	(法第二十三条第二項第二号の厚生労働省令で定める理由)
第三十五条 (略)	第三十五条 (略)
一~三 (略)	一~三 (略)
四 次のいずれかに予期し得ず該当することとなつたこと。	四 次のいずれかに予期し得ず該当することとなつたこと。
イ 離職の日の属する月以後六月のうちいずれかの月に支	イ 離職の日の属する月以後六月のうちいずれかの月に支
払われる賃金(最低賃金法(昭和三十四年法律第百三十	払われる賃金(最低賃金法(昭和三十四年法律第百三十
七号)第二条第三号に規定する賃金(同法第四条第三項	七号)第二条第三号に規定する賃金(同法第五条第三項
第一号及び第二号に掲げる賃金並びに歩合によつて支払	第一号及び第二号に掲げる賃金並びに歩合によつて支払
われる賃金を除く。) をいう。以下この号において同じ	われる賃金を除く。)をいう。以下この号において同じ
。)の額が当該月の前六月のうちいずれかの月の賃金の	。)の額が当該月の前六月のうちいずれかの月の賃金の
額に百分の八十五を乗じて得た額を下回ると見込まれる	額に百分の八十五を乗じて得た額を下回ると見込まれる
こととなったこと。	こととなつたこと。
口 (略)	口 (略)
五~十一(略)	五~十一(略)